

奈良県告示第五百八十号

次に掲げる印は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。

- 一 平成三年三月奈良県告示第六百九十一号で告示した奈良県馬見丘陵公園館印及び奈良県馬見丘陵公園館長印
- 二 平成十九年三月奈良県告示第五百八十一号で告示した総務課長印及び行政経営課長印
- 三 平成二十二年三月奈良県告示第四百二十号で告示した健康福祉部長印、医療政策部長印、健康福祉部企画管理室長印、長寿社会課長印、保険指導課長印、健康づくり推進課長印、医療政策部企画管理室長印及び保健予防課長印
- 四 平成二十五年三月奈良県告示第三百八十六号で告示したファシリテイマネジメント室長印、建築課長印及び営繕課長印
- 五 平成二十六年六月奈良県告示第二百二十五号で告示したまほろば健康パーク管理事務所長印
- 六 平成二十七年三月奈良県告示第五百六十三号で告示した新総合医療センター建設室長印
- 七 平成二十八年三月奈良県告示第五百十四号で告示した国民文化祭・障害者芸術文化祭課長印

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾